

児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を  
総合的に支援するための法律に基づく行政処分について

このことについて、本日、下記のとおり、児童福祉法及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定障害児相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定を取消す行政処分を行いました。

1 事業所の概要

事業所名・所在地：相談支援事業所 くお〜れ・ここ

(新潟市中央区川岸町2-7-3リバーステージ新潟1階)

法人・代表者：株式会社心和会 代表取締役 桑野 仁司

法人所在地：新潟市中央区下大川前通1ノ町1937-1

事業種別：障害児相談支援・特定相談支援

2 処分内容

指定障害児相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の取消し

3 取消理由

(1) 指定障害児相談支援事業所

障害児相談支援給付費の不正請求（児童福祉法第24条の36第1項第5号）及び不正又は著しく不当な行為（児童福祉法第24条の36第1項第10号）

- ・管理者は障害児支援利用計画の作成を担当すべき相談支援専門員が既に退職し、一人も配置されていないにも関わらず、同法人が運営する放課後等デイサービス「きととの森」の職員に対し同計画を作成するよう指示し、利用児童保護者に対しその計画を交付させるなど、不正に障害児相談支援給付費を請求し受領した。このことは代表取締役も認識していた。

360,199円（障害児相談支援給付費の返還金合計）

（不正請求額 257,285円、加算金 102,914円）

(2) 指定特定相談支援事業所

法令違反（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の29第2項第9号）

- ・障害児相談支援給付費の不正請求が認められた障害児相談支援事業所と、同一の体制で一体的に運営されていることから併せて指定を取消す。

4 取消年月日

平成30年 2月 1日

【お問い合わせ先】

(処分内容について)

福祉部障がい福祉課 介護給付係 電話 025-226-1241

(監査結果について)

福祉部福祉監査課

電話 025-226-1182